

新型インフルエンザ対策について

1 これまでの経緯

4月28日にWHO（世界保健機関）が新型インフルエンザの国際的な警戒レベルをフェーズ3からフェーズ4に引き上げたことを受け、本県は同日、「三重県新型インフルエンザ対策本部」を設置しました。

その後、今回の新型インフルエンザについては病原性が弱いこと、医療面での対応が中心になること等が明らかになってきたことから、「三重県新型インフルエンザ対策本部」に代えて、7月8日付けで「三重県新型インフルエンザ対策推進会議」を設置しましたが、秋からの本格的な感染流行を前に、9月1日に再度「三重県新型インフルエンザ対策本部」を設置しました。以後、重症化を防止する医療体制の整備や、適切な受診の仕方等の啓発を重点とする当面の対策について取組を進めているところです。

10月14日には、第41週の県内のインフルエンザ定点1箇所あたりの患者数が11.07となり、流行発生注意報の基準「10」を超えたことから、「インフルエンザ注意報」を発表し、県民への注意喚起を行いました。このような中、10月19日には新型インフルエンザワクチンの接種が、まず医療従事者を対象として開始されました。

その後、10月27日には、第43週の定点1箇所あたりの患者数が30.0となり、流行発生警報の基準「30」を超えたことから、「インフルエンザ警報」を発表する（P6参照）とともに、10月28日には、知事から県民の皆様に対して、感染予防の徹底や、妊婦、基礎疾患を有する方の適切な受診やワクチンの接種について、呼びかけ（P7参照）を行ったところです。

患者数が急激な患者数の増加を少しでも抑え、社会全体への影響を最小限のものとするため、県民の皆さま一人ひとりに感染防止対策に取り組んでいただくとともに、自治体と関係機関との連携を強化していく必要があります。（主な経過はP5参照）

2 新型インフルエンザの発生状況について

6月15日に県内初の感染者を確認して以降、7月23日まで県内の感染者は27人でした。7月24日以降は、省令改正により個別事例の確定は行わず、主に集団感染事例の早期探知を行う「集団発生サーベイランス体制」に変更され、10月25日現在、三重県では215例の集団感染事例(全国では10月11日現在で27,634例)が報告されています。

また、10月29日時点で、休校等措置をした学校数は1,140校、患者数は23,349人と報告されています。(発生状況の詳細はP8～P12参照)

3 県の対応状況について

(1) 相談窓口の設置

これまでの取組

4月28日に各保健所及び本庁に「発熱相談センター窓口」を開設し、24時間対応を含めた電話による相談を実施してきました。7月8日以降は、全医療機関で受診が可能となったため、「発熱相談センター窓口」に代えて、平日の8時30分から17時15分まで「インフルエンザ相談窓口」を開設して対応しています。

今後の取組

今後も引き続き「インフルエンザ相談窓口」において、電話相談に対応します。

(2) 啓発活動

これまでの取組

4月28日の「三重県新型インフルエンザ対策本部」の設置以降、本部長である知事が5回にわたり直接県民に対して感染予防について呼びかけを行ったほか、啓発チラシを新聞折込や公共施設、イベント会場等で配付しました。また、県のホームページや「県政だより」、ラジオなどを活用した啓発を行ってきたところです。

今後の取組

引き続き、一般的な感染予防の啓発に加え、適切な受診の仕方、妊婦など重症化するリスクの高い方々への啓発を重点的に行っていきます。

【新聞折込チラシ】

- 1回目 5月13日実施 「新型インフルエンザの感染がご心配な方へ」
- 2回目 9月29日実施 「みんなで防ぐインフルエンザ」(別紙)
- 3回目 10月31日実施 「新型インフルエンザワクチン接種について」(別紙)
- 4回目 11月実施予定 内容は今後の流行状況をみたうえで決定

【パンフレット】

県内全医療機関にパンフレットを配付

- 患者向け 10月末実施 「インフルエンザと診断された方へ」(別紙)
- 妊婦向け 10月末実施 「三重県インフルエンザ診療体制(妊婦)」(別紙)
- 医療機関向け 10月末実施 「三重県インフルエンザ診療ガイドライン」(別紙)

【県政だより11月号「県からのお知らせ」】

「インフルエンザの感染予防」

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

これまでの取組

国の備蓄計画に基づき、平成17年度から19年度までの3か年で、タミフル15万2千人分の備蓄を完了しています。

今後の取組

国の追加備蓄計画に基づき、本年度中にタミフル19万5千人分、リレンザ1万9千5百人分の備蓄を進めているところです。

(4) 医療体制の整備

これまでの取組

県では、医師会、病院協会、三重大学医学部等の医療の専門家で構成される「三重県新型インフルエンザ専門家会議」を7月13日に設置し、これまで5回にわたり、医療体制の整備について検討を進めてきたところです。

専門家会議では、かかりつけの医療機関と重症患者を受け入れる医療機関との連携を強化し、今ある医療資源を有効に活用すれば重症者の受入や入院病床の確保は可能である、との認識が示されています。

今後の取組

引き続き専門家会議において、急激な感染拡大に備え、かかりつけの医療機関と重症化患者を受け入れる医療機関との連携強化に向けて検討調整を進めていきます。

(5) 新型インフルエンザワクチンの接種 (P13～P15参照)

これまでの取組

今回の新型インフルエンザは、感染者の多くが比較的軽症で回復しています。

このため、国は、死亡者・重症者の発生を減らすこと、必要な医療体制を確保することを目的に、医療従事者、妊婦などリスクの高い方々に優先順位をつけ、インフルエンザワクチンを接種していく方針であり、輸入を含め必要量の確保に努めているところです。

ワクチン接種の優先順位

- 1 医療従事者（救急隊員含む）
- 2 妊婦及び基礎疾患を有する者
- 3 1歳から小学校3年生に相当する年齢の小児
- 4 1歳未満児等の保護者

今後の取組

三重県では、10月19日から県内20箇所の医療機関をかわきりに、医療従事者へのワクチン接種を開始しました。現在、医療従事者以外の優先接種対象者への接種を、11月16日から開始するための作業をすすめています。

4 市町との連携

新型インフルエンザの感染拡大防止については、保育所や学校を所管する市町と緊密に連携する必要があります。このことから、県の新型インフルエンザ対策に関する情報等の市町への提供については、健康福祉部の他、防災危機管理部、教育委員会等多様なチャンネルを通して行ってきました。

また、地域における新型インフルエンザの感染拡大防止については、各保健所が主体となっており、平常時から保健所単位の市町、医師会、医療関係者、消防署等で構成する「感染症危機管理ネットワーク会議」を開催し、地域での対策の検討や各関係機関との情報共有を図っているところです。

10月19日にスタートした国による新型インフルエンザワクチン接種事業の円滑な実施にあっては、皆さまのより一層のご協力が不可欠であると考えています。今後とも、新型インフルエンザ対策全般にわたり、きめ細かく情報提供を行ってまいりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。